

## 1 目的及び経緯

- 愛知県少子化対策推進条例第 6 条及び次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づき、2015 年 3 月に県の少子化対策の基本計画である「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（計画期間：2015 年度～2019 年度）を策定し、子育て期だけでなく、若者の就職、結婚・妊娠・出産を含むライフステージに応じた様々な取組を推進している。
- 今年度末に計画期間が終了することから、年度内に次期計画を策定する。  
計画期間：2020 年度～2024 年度（5 年間）

## 2 位置付け

「あいち はぐみんプラン」は、本県の子ども・子育て施策の一層の充実を図るため、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」及び愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく「児童虐待防止基本計画」と一体的に策定することにより、本県の「子ども・子育てに関する総合計画」として位置付けている。

## 3 基本目標

「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現」

## 4 ライフステージに応じた次期計画の主なポイント

### (1) 若者の生活基盤の確保（若者の就学・就職期）

若者が自分らしい生き方や夢の実現ができるよう成長段階に応じたキャリア教育の一層の充実や就労支援を行うとともに、少子化の大きな要因として指摘されている「未婚化・晩婚化」に対応するため、希望する人が結婚できるよう、出会いの機会や情報を提供する等結婚支援の充実に取り組んでいく。

### (2) 希望する人が子どもを持てる基盤づくり（結婚・妊娠・出産期）

国の働き方改革の関連法の公布・施行を踏まえ、長時間労働の是正や多様な働き方の推進、仕事と家事・育児の両立支援、男性の育児参加の促進など、働き方改革とワークライフバランスの推進等に取り組んでいく。

### (3) すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援（子育て期）

#### ア 子育て家庭への支援の充実

##### ○ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

子育て家庭が感じる不安感や負担感の解消に向けた取組や妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の充実に取り組んでいく。

##### ○ 教育・保育の提供体制の確保と質の向上

待機児童の解消及び幼児教育・保育の無償化により新たに喚起される保育ニーズを踏まえ、必要となる保育所等の計画的な整備や、保育士の確保及び質の向上に取り組むとともに、障害児保育や医療的ケア児への対応など多様な保育サービスのへの対応に取り組んでいく。

## イ 子どもの健やかな成長を支援

##### ○ 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、今後国が示す大綱の改正内容を踏まえた見直しを行うとともに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援などに取り組んでいく。

##### ○ 児童虐待防止と社会的養育の推進

児童福祉法等の改正や国の児童虐待防止対策総合強化プランを踏まえ、児童相談所の体制強化や里親などの家庭的な養育の推進に取り組んでいく。

### (4) 社会全体で子ども・子育てを応援する基盤づくり

人にやさしい安全・安心なまちづくりを推進し、防犯や交通安全など子どもの安全を確保する環境整備を図るとともに、行政と企業、地域の多様な主体との協働による子育て支援を推進するなど、社会全体で子育て応援に取り組んでいく。

## 5 スケジュール等

計画策定にあたっては、「愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」の意見を伺いながら検討を進めていく。

2019 年 7 月 23 日	第 1 回子ども・子育て会議の開催 (計画体系・重点目標・基本施策の検討)
10 月	第 2 回子ども・子育て会議の開催 (基本施策の取組方針・数値目標の検討)
12 月	第 3 回子ども・子育て会議の開催 (計画素案の検討)
2020 年 12 月～1 月	パブリックコメントの実施
2 月	第 4 回子ども・子育て会議の開催 (最終案の検討)
3 月	計画の策定・公表